

申請手数料（型式認定・製造者認証等）

（区 部） 法68条の10（型式適合認定）及び法68条の20（認証型式部材等に関する確認及び検査の特例）に該当する建築物で下記に該当するもの。

・軒高9m以下且つ他の構造との混構造でないもの。

建築物 1件につき

（単位 円）

建築物の規模	確認申請審査	中間検査	完了検査	備考
～ 100㎡	16,000	16,000	16,000	
100㎡超～200㎡	25,000	20,000	20,000	
200㎡超～500㎡	38,000	28,000	28,000	

計画変更の確認申請の場合は表の額の1/2

用途変更の確認申請の場合は表の面積の1/2

確認同時申請の場合 5件以上 10% 減額

現場検査同時申請、同一団地の場合 5件以上は約10% 減額